

成蹊大学研究コンプライアンス基本規則

制 定 2014年10月8日
大学評議会
最新改正 2017年3月8日

(目的)

第1条 この規則は、成蹊大学（以下「本学」という。）における研究コンプライアンス体制に関し、基本となる事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究コンプライアンス 本学において研究活動及び研究活動の支援を行う上で、法令、本学の規則、教育研究固有の倫理その他の規範を遵守することをいう。
- (2) 構成員 専任・非常勤にかかわらず、本学において研究活動及び研究活動の支援を行う教職員、研究員及び学生をいう。
- (3) 部局 本学において研究活動及び研究活動の支援を行う主体となる学部・研究科、事務部署、附属機関等をいう。
- (4) 公的研究費 文部科学省その他の官庁又はこれらの官庁が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とする公募型の研究資金をいう。
- (5) 学内研究費 個人研究費、理工学部研究室予算、理工学部特別研究費、図書費、奨学寄附金、受託研究費、大学内公募型研究費その他本学が支給する研究資金をいう。
- (6) 研究費の不正使用 本学の構成員（構成員であった者を含む。）が、研究の立案、計画、実施及び成果の取りまとめの各過程において行う次の各号のいずれかに該当する行為であって、故意又は基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものをいう。
 - ア 公的研究費の配分機関（以下「資金配分機関」という。）への虚偽の申請又は報告
 - イ 公的研究費及び学内研究費（以下「研究費」という。）の使用実体のない謝金・給与の請求、物品の架空請求に係る業者への預け金、実態を伴わない旅費の請求等、法令、資金配分機関及び本学が定める規則等に違反する経費の使用
 - ウ ア及びイに掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害
 - エ その他アからウまでに類する行為
- (7) 研究活動の不正行為 本学の構成員（構成員であった者を含む。）が、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことにより、論文など発表された研究成果が、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。
 - ア 捏造 研究活動上存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
 - イ 改ざん 研究資料、研究機器又は研究過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
 - ウ 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
 - エ アからウまでに掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害（追試又は再現を行うために不可欠な実験記録等の資料の隠蔽、廃棄及び未整備を含む。）
- (8) 利益相反 構成員の産学官連携活動に伴って得る利益と構成員の教育・研究という大学における責任が相反している状況をいう。
- (9) 研究コンプライアンス教育 研究コンプライアンス推進の一環として、研究費の不正使用を事前に防止することを目的に、本学が構成員に対して実施する次の事項に係る周知及び教育をいう。
 - ア 本学の不正対策に関する方針に関する事項
 - イ 構成員自身を取り扱う競争的資金等の使用のルール及びそれに伴う責任に関する事項
 - ウ 本学における運用制度等遵守すべき規定に関する事項
 - エ 研究費の不正使用が発覚した際の本学における措置に関する事項

(10) 研究倫理教育 研究コンプライアンス推進の一環として、研究活動の不正行為及び利益相反を事前に防止し、公正な研究活動を推進するため、求められる研究倫理の修得等を目的に、本学が構成員に対して実施する次の事項に係る周知及び教育をいう。

ア 研究を行う上での基本的責任及び姿勢等の行動規範に関する事項

イ 研究データ等の取扱いに関する事項

ウ 研究活動の不正行為が発覚した際の本学における措置に関する事項

エ 本学の利益相反に関する方針及び利益相反に対する取組みに関する事項

(構成員の責務)

第3条 本学の構成員は、本学の定める理念及び目的を実現するため、それぞれの責任を自覚し、研究コンプライアンスの重要性を深く認識するとともに、法令、本学の規則、教育研究固有の倫理その他の規範を遵守し、高い倫理観を持って研究活動及び研究活動の支援を行わなければならない。

(最高管理責任者)

第4条 本学の研究コンプライアンス推進における最高管理責任者は、学長とする。

2 研究コンプライアンス最高管理責任者（以下「最高管理責任者」という。）は、本学の研究コンプライアンスに関し、基本方針を策定し、及び周知するとともに、次条から第7条に規定する研究コンプライアンス統括管理責任者、研究コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者が当該基本方針を適切に実施できるよう必要な措置を講じなければならない。

(統括管理責任者)

第5条 本学に、最高管理責任者を補佐し、研究コンプライアンス推進に関する大学全体の業務を統括する実質的な責任及び権限を有する者として、研究コンプライアンス統括管理責任者（以下「統括管理責任者」という。）を置く。

2 統括管理責任者は、副学長のうちから最高管理責任者が指名した者をもって充てる。

3 統括管理責任者は、最高管理責任者の定める基本方針に基づき、研究コンプライアンスの推進に関して大学全体の具体的な対策を策定して実施し、及び実施状況を確認するとともに、当該実施状況を定期的に最高管理責任者に報告しなければならない。

(研究コンプライアンス推進責任者)

第6条 各部局に、当該部局に係る研究コンプライアンスの推進（ただし、研究倫理教育を除く。）及び管理について実質的な責任と権限を有する者として、研究コンプライアンス推進責任者（以下「推進責任者」という。）を置く。

2 推進責任者は、各部局の長をもって充てることとし、その職名は、別表に定めるとおりとする。

3 推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、自らが掌理する部局において、次に掲げる研究コンプライアンス推進に関わる対策を実施し、その実施状況を確認するとともに、実施状況を定期的に統括管理責任者へ書面により報告しなければならない。

(1) 研究費の不正使用及び研究活動の不正行為（以下「研究上の不正行為」という。）の防止を図るため、部局内の研究費の運営及び管理に関わる全ての構成員に対し、研究コンプライアンス教育を実施し、受講者の受講状況及び理解度について把握するとともに、誓約書等を徴収すること。

(2) 推進責任者が管理監督し、又は指導する部局において、構成員が適切に研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導すること。

4 各部局における推進責任者を補佐するため、推進責任者の下に、複数の研究コンプライアンス推進副責任者を置くことができる。

(研究倫理教育責任者)

第7条 各部局に、当該部局に係る研究倫理教育を行う実質的な責任と権限を有する者として、研究倫理教育責任者（以下「教育責任者」という。）を置く。

2 教育責任者は、推進責任者をもって充てる。

3 教育責任者は、自らが掌理する部局において研究倫理教育を実施し、その実施状況を確認するとともに、実施状況を定期的に統括管理責任者に報告しなければならない。

4 教育責任者が前項の研究倫理教育を実施する場合は、実施する教育内容について、あらかじめ第9条に規定する研究コンプライアンス推進委員会の了承を得るものとする。

5 各部局における教育責任者を補佐するため、教育責任者の下に、複数の研究倫理教育副責任者を置

くことができる。

(職名の公開)

第8条 前4条の責任者を置いたときは、これに当たる者の職名を公開するものとする。

(研究コンプライアンス推進委員会)

第9条 本学における研究上の不正行為を防止し、本学の構成員に対し研究コンプライアンスの遵守を促すことを目的として、学長の下に、研究コンプライアンス推進委員会を置く。

2 研究コンプライアンス推進委員会については、別に定める。

(利益相反マネジメント委員会)

第10条 本学における利益相反を適切にマネジメントし、健全な産学官連携活動の推進を図ることを目的として、学長の下に、利益相反マネジメント委員会を置く。

2 利益相反マネジメント委員会については、別に定める。

(研究倫理委員会)

第11条 本学における研究のうち、人間を直接の対象とし、個人情報、個人の行動、環境、心身等に関する情報、データ等を収集し、又は採取して行う研究に係る基本方針を策定するとともに、当該研究に係る審査を適正かつ円滑に実施することを目的として、学長の下に、研究倫理委員会を置く。

2 研究倫理委員会については、別に定める。

(不正防止計画の策定及び実施)

第12条 統括管理責任者は、公的研究費を適正に運営及び管理し、不正を発生させる要因を把握するために、不正防止計画を策定し、実施しなければならない。

(公的研究費の取扱い)

第13条 本学における公的研究費の経理に係る取扱いは、文部科学省等が定める交付された公的研究費の使用に関するルール並びに本学における経理規則、固定資産及び物品調達規則、固定資産及び用品管理規則、旅費規則、成蹊大学海外出張規則、成蹊大学教員研修費支給基準並びにこれらに基づく定めによるものとする。

2 本学における公的研究費その他の取扱いについては、次の号に定めるところによる。

- (1) 成蹊大学科学研究費助成事業の取扱いに関する規則
- (2) 競争的資金に係る間接経費の使用に関する規則
- (3) 競争的資金に係る間接経費の支出費目に関する申合せ

(学内研究費の取扱い)

第14条 本学における学内研究費の取扱いについては、前条第1項に定めるもののほか成蹊大学個人研究費に関する内規、成蹊大学全学教育講師並びに成蹊学園国際教育センター常勤講師及び成蹊大学常勤講師の研究費に関する申合せ及びその他学内研究費の使用に関する定めによる。

(研究データの取扱い)

第15条 研究活動を行う構成員は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、研究データ(実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等をいう。以下同じ。)を一定期間保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

2 本学における研究データの保存及び開示に関する基本的な取扱いについては、別に定める。

(検収体制)

第16条 本学における、研究費により購入した物品及び研究費により行う物品の保守・点検等の役務に対する検収については、成蹊大学検収体制に関する規則の定めるところによる。

(監査体制)

第17条 最高管理責任者は、公的研究費を適正に管理するため、年に一度、内部監査室に依頼し、大学全体の視点から監査を実施するものとする。

2 内部監査室は、監査の結果を最高管理責任者に報告するものとする。

3 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、必要な措置を講じなければならない。

(モニタリング体制)

第18条 統括管理責任者は、公的研究費を適正に管理するため、推進責任者の協力を得て、大学全体の視点からモニタリングを実施するものとする。

(相談窓口の設置)

第19条 公的研究費の事務処理手続に関する本学内外からの相談受付窓口は、企画運営部研究助成課に設置する。

(通報義務)

第20条 研究上の不正行為の疑いがあると思料する者は、本学が設置する通報窓口にて告発又は情報提供するものとする。

2 通報窓口は、企画運営部企画運営課に設置する。

3 通報窓口における告発又は情報提供の取扱いについては、別に定める。

(研究上の不正行為への対応)

第21条 本学において研究費の不正使用及び研究活動の不正行為が生じた場合の措置については、各々別に定める。

(規則の改廃)

第22条 この規則の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (2014年10月8日制定)

この規則は、2014年10月8日から施行し、2014年10月1日から適用する。

附 則 (2015年3月4日一部改正)

1 この規則は、2015年3月4日から施行する。

2 成蹊大学における公的研究費の取扱いに関する規則(2013年10月9日大学評議会制定)は、廃止する。

附 則 (2015年4月8日一部改正)

この規則は、2015年4月8日から施行する。

附 則 (2015年10月28日一部改正)

この規則は、2015年10月28日から施行する。

附 則 (2017年3月8日一部改正)

この規則は、2017年4月1日から施行する。

別表 推進責任者 (第6条関係)

部 局	推進責任者
経済学部 (経済経営研究科)	学部長 (研究科長)
理工学部 (理工学研究科)・理工学研究所	学部長 (研究科長)
文 学 部 (文学研究科)	学部長 (研究科長)
法 学 部 (法学政治学研究科)	学部長 (研究科長)
法務研究科	研究科長
図書館	図書館長
アジア太平洋研究センター	センター所長
高等教育開発・支援センター	センター所長
国際教育センター	センター所長
全学教育委員会	委員長
企画運営部 (企画運営課・研究助成課)	部長
財務部 (経理課・管財課)	部長
総務部 (人事課)	部長